

春日部市工事成績評定結果通知公表要領

(目的)

第1条 この要領は、春日部市工事成績評定要領（平成18年10月1日制定。以下「成績評定要領」という。）第7条の規定に基づき、春日部市が発注する工事の請負の成績評定結果（以下「評定結果」という。）の通知、公表及び修正に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(通知の方法)

第2条 発注者は、完成検査終了後、遅滞なく評定結果を工事完成検査結果と併せて工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書（様式第1号）により受注者へ通知するものとする。

2 当該工事において、法令等に抵触又は抵触している恐れがあり、これに対する措置が完成検査日までに決定しない場合は、発注者は、前項の規定によらず完成検査終了後遅滞なく、受注者に対し工事完成検査結果と併せて暫定評定結果を通知するものとする。

(説明請求)

第3条 前条の規定による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日（「閉庁日」を含む。）以内に、工事成績評定結果に関する説明請求書（様式第2号）により発注者に対して評定結果について説明を求めることができる。

(説明請求に対する回答)

第4条 発注者は、前条の規定による説明を求められたときは、工事成績評定審査委員会（以下「審査委員会」という。）により内容を審査し、工事成績評定結果に関する説明請求書に対する回答書（様式第3号）により受注者へ回答するものとする。

(審査委員会)

第5条 審査委員会の委員は、総務部長、総務部次長、政策課長、管財課長、農業振興課長、環境センター長、道路建設課長、河川課長、下水道課長、公園緑地課長、まちづくり推進課長、鉄道高架整備課長、水道部工務課長、学校教育部施設課長、契約検査課長（工事検査を担当する課長が置かれている場合にあっては、当該課長）及び関係課長とする。

2 委員長は、総務部長をもってこれに充てる。

3 副委員長は、総務部次長をもってこれに充てる。

4 審査委員会は、委員長が招集する。

5 審査委員会は、委員の過半数をもって成立したものとみなす。

6 委員長は、審査に当たり必要に応じて、当該工事の評定を行った評定者の

出席を求めることができる。

7 審査委員会の庶務は、契約検査課が行う。

(評定の修正)

第6条 発注者は、必要があると認められる場合は、評定結果を修正するものとする。

(評定の通知)

第7条 発注者は、前条の規定による評定を修正したときは、工事成績評定結果修正通知書(様式第4号)により受注者へ通知するものとする。

2 第4条の規定による回答、前項の規定による通知及び次条第2項の規定による通知に係る事務は、工事所管課において行うものとする。

(暫定評定結果の確定及び通知)

第8条 発注者は、第2条第2項の規定により暫定評定結果の通知を行った後、法令遵守等の措置がなされた場合又は措置が不要なことが確定した場合は、遅滞なく評定結果を確定するものとする。法令遵守等の措置における減点は成績評定要領の審査項目別運用表における法令遵守等の該当項目一覧表による。

2 発注者は、前項の規定により評定結果を確定した場合は、遅滞なく受注者へ通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた受注者は、第3条に準じて、発注者に対して評定結果について説明を求めることができる。ただし、説明を求めることができる項目は、法令遵守等における減点措置に限るものとする。

(評定結果の公表)

第9条 発注者は、第2条第1項、第7条第1項及び前条第2項の規定による通知をしたときは、遅滞なく評定結果を工事成績評定結果表(様式第5号)により公表するものとする。

2 前項の規定による公表は、工事所管課内において工事成績評定結果表を閲覧に供することにより行う。

3 閲覧期間は、完成検査日の属する年度とその翌年度とする。

4 閲覧に供した資料の内容に関する問い合わせには、応じないものとする。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和2年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の春日部市工事成績評価結果通知公表要領の様式第1号は、この要領の施行日以後に工事の公告又は業者指名した受注者への評価結果の通知について適用し、同日前に工事の公告又は業者指名した受注者への評価結果の通知については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、部長の決裁があった日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規定は、令和3年4月1日以後に当初契約した工事について適用し、同日前に当初契約した工事については、なお従前の例による。